

二、爭議發生年月日 昭和十二年二月一日
三、事業主側

(1) 名称 日本エホナイト株式会社
(2) 本社並工場所在地 爭議發生、場所ニ同シ
(3) 代表者、住所氏名 青區新堀町三一 社長 鈴木信太郎

(4) 事業、種類 エホナイト及ベークライト製造

(5) 資本金 公積金二十万円 (金額拂込)

(6) 企業系統 十シ
(7) 使用労働者數 男工(本工)七六名 同上(臨時工)一六名
一一四名

(8) 労働賃銀 概關部(男工三)日給最高二月、最低一月、平均一月三十五錢
エホナイト部(男工一八)日給最高二月三十三錢、最低五十錢、平均一月
女工(四)日給最高二月三十三錢、最低五十錢、平均一月
女工(一)同上(一) 二名

万年筆部(男工二) 日給最高二月六十錢、最低六十錢、平均一月二十錢
NEC部(男工四五) 日給最高二月十五錢、最低五十錢、平均一月五十錢
女工(一八) 日給最高二月十五錢、最低五十錢、平均一月八十錢
内男工八名、女工八名、從高容量、製作ニ従事ス
(9) 退職手當制度並福利施設、有ス
(10) 事業主、団体關係 東京エホナイト同業組合及茨川警察署管内コム工業組合
ニ加盟ス

四、労働者側

(1) 爭議參加者數 七名 (前記NEC、從高容量、製作ニ従事スルモノ)
(2) 爭議參加者中組合加盟者數並其ノ組合名 七名(全員) 總同盟関東合同労働組合 三河島エホナイト支部
(3) 應援団体名 總同盟関東合同労働組合
五、爭議發生原因